

高齢者出張調髪のご案内

～この事業は、区内の理美容組合の協力により行っています。～

対象者 65歳以上の外出困難な高齢者で、介護保険の要介護3～5と認定された方

※特別養護老人ホームに入所している方は対象外となります。

回数 年5枚を限度として、「出張調髪利用券」を発行します。
ただし、新規に申請された方は申請月で枚数が異なります。

4月～	7月に新規申請された方・・・	5枚
8月～	9月に新規申請された方・・・	4枚
10月～	11月に新規申請された方・・・	3枚
12月～	1月に新規申請された方・・・	2枚
2月～	3月に新規申請された方・・・	1枚

利用日 毎年4月から翌年3月までの理容店および美容店の休業日です。
(休業日は各店にお問い合わせください。)

利用方法 練馬区内の組合加盟の理容師または美容師が、自宅または区内の施設、入院先に出張いたします。「出張調髪利用券」と一緒に理容店および美容店の名簿をお送りしますので、お店に電話して調髪する日を相談し、決めてください。
利用券1枚につき500円の利用者負担金を理容師または美容師にお支払いください。

申請 利用申請書に記入の上、申請してください。
申請の際、要介護認定決定通知書または介護保険証をお持ちください。

申込先 地域包括支援センターにお申込みください。
※来所が困難な方は、電話による申請も受け付けています。

問合せ先 高齢者支援課 高齢給付係
電話：03-5984-2774（直通）